ASBJ

第 581 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-2
日付	2026 年 7 月 23 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	金融資産の分類アプローチに関する提案

I. 本資料の目的

1. 本資料では、フェーズ 1 の目的及び対象とする金融商品の範囲を再確認した上で、これまでの審議で聞かれた意見を踏まえたフェーズ 1 の対象となる金融資産の分類アプローチに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、基準開発の進め方について、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先的に検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった[1]。

3. フェーズ 1 における主な検討項目及び検討の進め方について、第 571 回企業会計基準委員会等[2]では次のことを提案した。

   主な検討項目

   (1) 分類のアプローチ（事業モデル及び SPPI 要件に基づくアプローチを採用するかどうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分）

   (2) 実効金利法による償却原価で測定する金融資産[3]の範囲（予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲）

   (3) 複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブ（以下「組込デリバ

[1] その他の領域（株式を含む。）については、フェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。
[2] 第 571 回企業会計基準委員会と第 250 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 19 日開催）を合わせて「第 571 回企業会計基準委員会等」という。
[3] その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定しつつ当期純利益の算定において実効金利法による償却原価を用いるものを含む。

ティブ」という。）

(4) 公正価値オプション

検討の進め方

(1) IFRS 会計基準の分類及び測定の定めを導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討する。

(2) 日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）に照らして、整理を行う。

4. 第 575 回企業会計基準委員会等[4]では、金融資産の分類アプローチの一部である負債性金融商品と資本性金融商品の区分に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を頂いた。

5. 第 576 回企業会計基準委員会等[5]、第 577 回企業会計基準委員会等[6]及び第 578 回企業会計基準委員会等[7]では、次の項目に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を頂いた。また、保険会社においては保険契約から生じる負債が関連する資産と密接な関係にあることから、第 42 回保険契約専門委員会（2026 年 5 月 19 日開催）及び第 43 回保険契約専門委員会（2026 年 6 月 23 日開催）においても、ご意見を頂いた。

(1) 事業モデルに基づくアプローチの採用

(2) SPPI 要件に基づくアプローチの採用

(3) 組込デリバティブの取扱い

(4) 公正価値オプションの採用

6. 本資料では、フェーズ１の目的及び対象とする金融商品の範囲を再確認した上で、これまでの審議で聞かれた意見を踏まえたフェーズ 1 の対象となる金融資産の分

---

[4] 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）を合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。

[5] 第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）及び第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）を合わせて「第 576 回企業会計基準委員会等」という。

[6] 第 577 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 28 日開催）及び第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）を合わせて「第 577 回企業会計基準委員会等」という。

[7] 第 578 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 10 日開催）及び第 257 回金融商品専門委員会（2026 年 6 月 9 日開催）を合わせて「第 578 回企業会計基準委員会等」という。

類アプローチに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. フェーズ 1 の目的及び対象とする金融商品の範囲の再確認

7. 第 571 回企業会計基準委員会等では、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先して基準開発を進めることを提案していた。換言すると、フェーズ 1 の目的は、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲、すなわち実効金利法[8]による償却原価で測定する金融資産の範囲についての整理を行うことである。

8. また、第 575 回企業会計基準委員会等では、現行の金融商品会計基準等[9]における金融商品の法形態を基礎とする枠組みを維持し、次の金融商品をフェーズ 1 の検討対象とすることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

(1) 減損に関する公開草案において予想信用損失モデルの適用範囲に含まれる金融資産（例：貸付金、満期保有目的の債券）

(2) 債権のうち、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権

(3) 満期保有目的の債券以外に区分される債券

(4) 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」Q1 に従い債券と同様に取り扱われる種類株式のうち、満期保有目的の債券に区分していない種類株式

IV. ASBJ 事務局の分析

9. 本資料第 7 項のとおり、フェーズ 1 の目的は、実効金利法による償却原価で測定す

---

[8] 実効金利法とは、金融商品の利息収益又は利息費用を関連する期間に配分する方法であるとする IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の考え方を取り入れるものである。

[9] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」及び企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

る金融資産の範囲についての整理を行うことである。この点、IFRS 第 9 号における金融資産の分類アプローチは、「SPPI 要件」と「事業モデル」の 2 つの軸によって実効金利法による償却原価で測定する金融資産（契約上のキャッシュ・フローの期間配分を行う金融資産）を決定するものであると考えられる。このため、これまでの審議において IFRS 第 9 号の分類アプローチを取り入れた場合の影響及び関連する論点についての分析を行ってきた。

10. 以降では、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえて、更なる分析を進める。分析においては次の順序で検討を進め、これらの検討を踏まえて有価証券に関する会計基準の体系について分析を行うこととする。

(1) 組込デリバティブの取扱い

(2) SPPI 要件に基づくアプローチの採用

(3) 事業モデルに基づくアプローチの採用

(4) 公正価値オプションの採用

なお、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権の取扱いについては別途検討することを予定しており、次項以降の分析に含めていない。

組込デリバティブの取扱い

11. 第 577 回企業会計基準委員会等では、組込デリバティブの取扱いについて、次の分析をお示しした。

(1) 組込デリバティブに関する区分処理の定めを残すことについて、国際的に説明することは可能と考えられる。ただし、組込デリバティブを分離せずに金融資産全体で分類を行う IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の長所と組込デリバティブに関する区分処理の定めを残すことの長所のいずれを優先すべきかについては、利害関係者の立場によって意見が異なる可能性があると考えられる。

(2) 仮に組込デリバティブに関する区分処理の定めを残す場合において、IFRS 会計基準のアプローチを取り入れた場合の長所についても追求する場合には、その他の複合金融商品適用指針第 9 項の「複合金融商品の時価は測定できるが、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合」という要件を緩和し、企業の選択により、複合金融商品全体を純損益を通じて公正価値（以

下「FVPL」という。）で測定することを認めることが考えられる。

(3) 組込デリバティブが区分されている複合金融商品及びその他の複合金融商品適用指針第 4 項の組込デリバティブの区分管理に関する定め[10]（以下「組込デリバティブの区分管理の定め」という。）を適用する企業においては、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられるため、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に基づくアプローチを採用することによる影響は限定的であると考えられる。

他方、組込デリバティブの区分管理の定めを適用していない企業では、一体で処理されている複合金融商品について、SPPI 要件を満たしていないものとして取り扱われる可能性があると考えられる。

12. 前項の ASBJ 事務局に分析に対して、これまでの審議では主に次の意見が聞かれた。

(1) 金融商品会計基準等における組込デリバティブに関する区分処理の定めを維持することがよいと考える。

(2) 金融商品会計基準等における組込デリバティブに関する区分処理の定めを維持しつつ、企業の選択により複合金融商品全体を FVPL で測定することを認めることがよいと考える。

(3) 金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理について、その他の複合金融商品適用指針第 3 項（1）の組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶことと、その他の複合金融商品適用指針第 4 項の組込デリバティブの区分管理の定めが、理屈の観点から両立できているかどうかが不明確であると考える。このため、財務情報の有用性を高める観点から、どのような考えに基づいて組込デリバティブを分離するかについても見直すことがよいと考える。

(4) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶかどうかについて、事業会社において判断が難しい場合があると考える。仮にその他の複合金融商品適用指針第 3 項（1）の要件を見直す場合には、実務への配慮と経済実態を適切に表現することとのバランスを考慮する必要があると考える。

---

[10] 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たしており、金融機関のように、管理上、組込デリバティブを区分しているときは区分処理することができるとされている。（金融商品会計基準第 118 項及びその他の複合金融商品適用指針第 4 項）

(ASBJ 事務局の更なる分析)

13. 前項(1)は、組込デリバティブに関する区分処理の定めを維持することを支持する意見であると考えられる。また、前項(2)は、その他の複合金融商品適用指針第 9 項の要件を緩和し、企業の選択により複合金融商品全体を FVPL で測定するオプションを設けることを支持する意見であると考えられる。

14. 次に、本資料第 12 項(3)及び(4)の意見は、組込デリバティブの区分処理の要件に関する意見であると考えられる。具体的には、その他の複合金融商品適用指針第 3 項では、次のすべての要件を満たした場合に組込デリバティブを区分処理することとされているが、このうちの(1)の要件に関するものであると考えられる。

(1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること

(2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと

(3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

(1)の要件は、契約上の当初元本の回収又は返済に影響を与えるか否かをもって組込デリバティブの区分処理を判断するものであり、利息等のキャッシュ・フローが債権及び債券の取得価額に含まれていないことを前提としたものであると考えられる。(その他の複合金融商品適用指針第 20 項)

15. 以上の内容を踏まえると、組込デリバティブについては区分処理を求めること及び複合金融商品全体を FVPL で測定するオプションを設けることとし、組込デリバティブの区分処理の要件については今後検討を行うことが考えられる。

SPPI 要件に基づくアプローチの採用

16. 第 577 回企業会計基準委員会等では、SPPI 要件に基づくアプローチの採用について、次の分析をお示しした。

(1) SPPI 要件に関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れる場合には、判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応を組み合わせることが考えられる。仮に組込デリバティブの区分処理に関する定めを維持した場合には、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であることから、判断が必要となる領域が相対的に小さくなると考えられる。

(2) 判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応として、次の 2 つの方向性が

考えられる。

案1：IFRS 第9号の SPPI 要件に関する定め（ガイダンスを含む。）をすべて取り入れる。さらに、必要に応じて、補足文書において SPPI 判定の適用に関する例示を提供することが考えられる。

案2:組込デリバティブの区分処理の影響を除いて SPPI 要件を適用した場合と同様の結果となるように、金融資産の種類ごとに具体的な取扱いを定める現行の取扱いを踏襲し、実務において一般的と考えられる金融資産ごとに個別の定めを設ける。

17. 前項の ASBJ 事務局に分析に対して、これまでの審議では主に次の意見が聞かれた。

前項(2)の案1を支持する意見

(1) IFRS 第9号の SPPI 要件に関する定め（ガイダンスを含む。）をすべて取り入れるとする案1がよいと考える。金融資産ごとに個別の定めを設けるとする案2については、網羅性に関する課題や基準を適用する上での実務負荷を懸念している。

(2) 金融資産の種類ごとに個別の定めを設けることで社会的コストは下がると考えられるものの、様々な金融商品が組成される中で網羅的に取扱いを定めることは過剰であると考える。案1と案2で結論が同じであれば問題ないと考えるものの、一定の定めを設けた上で実務において判断していくことがより忠実な会計処理になると考えられること及び国際的な会計基準との整合性の観点から案1を支持する。

前項(2)の案2を支持する意見

(3) 現行実務と国際的な整合性とのバランスを踏まえると、我が国の利害関係者に受け入れやすいとの観点から案2を支持する。また、IFRS 会計基準と分類が異なる金融商品については、公正価値オプションを組み合わせることで IFRS 会計基準と同じ会計処理を許容できるようにすることが考えられる。

(4) 会計基準の構成の見直しや簡素化することによって結論が変わるという状況は避けるべきであると考える。案1と案2で最終的な結論が変わらないという前提であれば、会計基準の理解可能性の観点から案2を支持する。

(5) 現行の金融商品会計基準の構成や実務への負荷を踏まえ、事務局提案のうち案2に賛成する。

(6) SPPI 要件の判定の難しさを懸念しており、また新基準への移行しやすさの観点からは、組込デリバティブの区分処理と組み合わせつつ従来の体系と親和性が高い案 2 がよいと考える。ただし、減損に関する定めとの不整合が生じる可能性があると考えられるため、何らかの手当てについても金融資産ごとに検討していくことが考えられる。

(7) 日本基準を採用している銀行の観点からは、SPPI 要件の複雑性に対する懸念及び現行実務を継続できると考えられることから案 2 がよいと考える。

(8) 保険会社を含む金融機関は多様な金融商品を保有しているため、SPPI 要件を全面的に導入した場合、契約条件の精査や判定文書の整備、監査対応等による実務負担が大きくなることが懸念される。また、案 1 については国際的な会計基準との整合性を説明しやすい一方、判断が難しい場合があることや解釈にばらつきが生じる可能性があると考える。これに対し、案 2 は現行の我が国の会計基準が採用している金融資産の種類ごとに取扱いを定める考え方を基礎とするものであり、実務上は受入可能性が高いと考えられる。これらの理由より、案 2 を支持する。ただし、案 2 を採用する場合には、どこまで網羅的に定めるかが課題であり、保有頻度が高い金融資産や異なる判断が考えられる金融資産について具体的な取扱いや設例の充実が必要と考える。

(ASBJ 事務局の更なる分析)

18. 本資料第 7 項のとおり、フェーズ 1 の目的は、実効金利法による償却原価で測定する金融資産の範囲についての整理を行うことである。また、実効金利法とは、金融商品の利息収益又は利息費用を関連する期間に配分する方法であるとする IFRS 第 9 号の考え方を取り入れるものである。

19. IFRS 第 9 号の SPPI 要件は、金融資産が実効金利法による償却原価で測定することに適したものを識別するアプローチであると考えられる。ここで、予想信用損失モデルと実効金利法による償却原価は不可分の関係にあること及び後述する事業モデルの採用は SPPI 要件が前提となっていることから、IFRS 第 9 号の SPPI 要件の考え方を取り入れることが考えられる。

20. 次に、判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応についての検討を進める。第 577 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関する定め（ガイダンスを含む。）をすべて取り入れるという案 1 と SPPI 要件を適用した場合と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く。）となるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設けるという案 2 をお示しした。

21. 本資料第 17 項のとおり、これまでの審議では案 1 を支持する意見と案 2 を支持する意見がともに聞かれた。案 1 を支持する意見は、主に案 2 を採用した場合の個別の定めの網羅性に関する課題や IFRS 任意適用企業における事務負担を懸念する意見であると考えられる。他方、案 2 を支持する意見は、会計基準の体系との親和性や IFRS 第 9 号の SPPI 要件に関する定めを取り入れることによる実務負担及び解釈にばらつきが生じる可能性があることを懸念する意見であると考えられる。

22. ここで、IFRS 第 9 号の SPPI 要件をそのまま取り入れることに対する懸念が大きいことを踏まえると、原則主義をベースとする案 1 よりも、SPPI 要件を適用した場合と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く。）となるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設けるという案 2 の方が実務上受け入れやすいと考えられる。

23. 案 2 についてはどこまで網羅的に FVPL で測定する金融商品に関する個別の定めを設けることができるとかということや、個別の定めを設けていない金融商品の取り扱いなどに難しさがあるが、この点については、今後、個別の定めを設ける金融商品のリストをお示しすることを予定している。今後の審議においては、そのリストの十分性等についてご意見を頂き、案 2 で進めることが可能であるかを確認していくことが考えられる。

24. 上述の検討を踏まえて、案 2 で進めることとし、FVPL で測定する金融商品に関する個別の定めに関する審議を行うことが考えられる。

事業モデルに基づくアプローチの採用

25. 第 576 回企業会計基準委員会等では、事業モデルに基づくアプローチの採用について、次の分析をお示しした。

<u>償却原価で測定する金融資産の範囲</u>

(1) SPPI 要件を取り込む場合には満期保有目的の債券に関する要件及びいわゆるテインティング・ルール[11]が不要となり、次の理由から回収事業モデル[12]に関す

[11] テインティング・ルールとは、満期保有目的の債券（米国会計基準では満期保有証券）に分類された債券の売却等が基準で定められた理由以外で行われた場合に、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券を売買目的有価証券又はその他有価証券（米国会計基準では売却可能証券）に振り替えることを要求する罰則的な定めを指す。また、金融商品会計基準等では、当該売却等を行った事業年度を含む 2 事業年度の間、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないとされている。

[12] 本資料では、IFRS 第 9 号 4.1.2 項(a)の契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルを「回収事業モデル」と記載する。

る IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れることに利点があると考えられる。

① 満期保有目的の債券に分類するためには分類要件を厳格に満たすことが求められており、運用上の柔軟性が低いと考えられる。さらに、いわゆるテインティング・ルールについては、償還期限前に売却を行った場合には満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について分類変更を求めるという厳しい内容になっており、実際には満期保有目的で保有している残りの債券についても分類変更が求められることから、企業の実態から乖離する可能性があると考えられる。

② IFRS 第 9 号のアプローチを採用した場合には、金融資産ごとに分類要件を検討する必要がなくなることから、運用をより円滑に行うことができることが考えられる。また、いわゆるテインティング・ルールが無くなることによって、企業の実態をより忠実に表現できる可能性があると考えられる。

FVOCI で測定する金融資産の範囲

(2) SPPI 要件を取り込むことを前提とした場合には、回収及び売却事業モデル[13]に関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れることに大きな支障はないと考えられる。

FVPL で測定する金融資産の範囲

(3) 金融商品会計基準等と IFRS 第 9 号を比較した場合、いずれもトレーディング目的で金融商品を保有している場合に FVPL で測定することを求めている点について共通していると考えられる。

(4) 債券については、金融商品会計基準等においても金融商品単位ではなく一定の部署単位で運用されている場合があると考えられることから、その他の事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れることに大きな支障はないと考えられる。

(5) 債権については、日本基準でこれまで重視してきた事業投資と金融投資の区分についての考え方に基づいた場合、「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を満たさない場合には金融投資に該当せず、時価評価すべきではないという整理になると考えられる。この場合、IFRS 第 9 号の定めを取り入れて「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を廃止す

[13] 本資料では、IFRS 第 9 号 4.1.2A 項(a)の契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルを「回収及び売却事業モデル」と記載する。

ることは許容範囲を超えているとも考えられる。

26. 前項の ASBJ 事務局に分析に対して、これまでの審議では主に次の意見が聞かれた。

(1) 事務局の分析に違和感はない。

(2) 満期保有目的の債券に関して、IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れてテインティング・ルールを廃止することが望ましいと考える。

(3) IFRS 任意適用企業の観点からは、IFRS 会計基準との差異がない方が望ましいと考える。

(4) 満期保有目的の債券は通常、回収事業モデルの中で保有されていると想定されるという記載に関して、IFRS 会計基準を任意で適用している保険会社の実務においては満期保有目的の債券を回収及び売却事業モデルに分類することが多いと認識している。これに関して、金融商品会計基準の議論が先行した場合、日本基準では簿価評価される保険負債とマッチングするように満期保有目的の債券を回収事業モデルに分類することが想定されているため、IFRS 会計基準と日本基準で事業モデルの評価に関して不整合が生じ、保険会社が対応に苦慮することが考えられる。このため、適用の際には経過措置や柔軟な取扱いを検討していただきたい。

(5) 現時点では回収及び売却事業モデルの中で保有される債権は必ずしも多くないとして分析を省略することで問題ないと考えているものの、実務において回収及び売却事業モデルの中で保有されると考えられる債権が増えてきていると考えられるため、今後の検討において配慮することが考えられる。

(ASBJ 事務局の更なる分析)

27. 前項(1)のとおり、ASBJ 事務局の分析に違和感はないとの意見が聞かれている。また、前項(2)及び(3)の意見は、事業モデルに基づく IFRS 第 9 号のアプローチの採用を支持する意見であると考えられる。

28. 本資料第 26 項(4)の意見は、IFRS 第 9 号の事業モデルと保険会社における実務との整合性を懸念する意見であると考えられる。保険会社においては保険契約から生じる負債が関連する資産と密接な関係にあるため、会計上のミスマッチを避けるような対応を検討することが考えられる。ここで、保険契約全般に関する会計基準については、金融商品会計基準と保険契約全般に関する会計基準の開発に関するロードマップを策定することを予定していることから、具体的な対応(経過措置を含む。)については、今後検討することが考えられる。

29. 次に、本資料第 26 項(5)の意見は、債権に回収及び売却事業モデルの分類を設けるかどうかに関する意見であると考えられる。この点、一般的に債権は回収事業モデルにおいて保有されると考えられるものの、企業によっては、トレーディング目的ではないが資金の早期回収や信用集中リスクの軽減といった観点から状況判断により債権の売却を行う場合があると考えられることから、回収及び売却事業モデルの中で保有される債権は存在しうると考えられる。しかしながら、債権に回収及び売却事業モデルの分類を設けて、すべての企業に回収及び売却事業モデルに該当するかどうかの判定を求めることによるコストは便益を上回ると考えられる。このため、債権については、回収事業モデルのみとし、回収及び売却事業モデルの分類を設けないことが考えられる。

30. また、本資料第 25 項(5)のとおり、FVPL で測定する金融資産の範囲については、日本基準でこれまで重視してきた事業投資と金融投資の区分についての考え方を踏まえると、IFRS 第 9 号の定めを取り入れて「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を廃止することは許容範囲を超えているとも考えられる。このため、トレーディング目的の分類については、金融商品会計基準等の定めを維持することが考えられる。ただし、この点は、後述する公正価値オプションに関する議論と合わせて、今後更なる検討を行うことが考えられる。

31. 以上の内容を踏まえると、原則として保有目的に基づく分類から IFRS 第 9 号の事業モデルに基づく分類に移行することが考えられる。ただし、債権については、回収事業モデルのみとすることが考えられる。また、事業モデルに基づく分類への移行に合わせて、テインティング・ルールは廃止することが考えられる。さらに、トレーディング目的の債権について「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を維持することを前提とするが、公正価値オプションに関する議論と合わせて今後検討を行うことが考えられる。

公正価値オプションの採用

32. 第 578 回企業会計基準委員会等では、公正価値オプションの採用について、次の分析をお示しした。

(1) トレーディング目的で保有する債権について、IFRS 第 9 号の定めを取り入れて「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を廃止することは許容範囲を超えているとも考えられる。この点、公正価値オプションの定めを設けることにより実務上のニーズに対応することができると考えられる。

(2) 公正価値オプションを適用するということは、企業が金融商品の時価の変動に

対して説明責任を負うことになると考えられる。実務上のニーズ等を合わせて勘案すると、公正価値オプションに関する定めを取り入れることにより、企業が金融商品の時価の変動に対して説明責任を果たしていくことを妨げる必要はないのではないかと考えられる。

(3) IFRS 任意適用企業の観点からは、金融商品の分類及び測定に関して IFRS 会計基準との差異がない方が望ましいとの意見が聞かれている。この点、公正価値オプションの定めを設けることにより、金融商品によっては IFRS 会計基準を適用した場合と同じ結果とすることが可能になると考えられる。

(4) 仮に公正価値オプションに関する定めを取り入れる場合には、実務上のニーズへの対応等を主な目的とするものであることから、公正価値オプションの適用に関する要件を設けない米国会計基準のモデルを採用することが考えられる。この場合には、フェーズ 1 の対象である債権及び債券について、金融商品ごとに、金融商品の発生の認識時に取消不能な選択を行う旨を定めることが考えられる。また、公正価値オプションを適用した金融商品については、予想信用損失モデルの対象外とすることが考えられる。

33. 前項の ASBJ 事務局に分析に対して、これまでの審議では主に次の意見が聞かれた。

(1) 実務上のニーズの観点から、公正価値オプションに関する定めを取り入れることを支持する。

(2) IFRS 第 9 号の分類アプローチと日本基準でこれまで重視してきた考え方との両立という観点から、米国会計基準の適用に関する要件を設けない公正価値オプションを活用するという方向性を支持する。

(3) 会計上のミスマッチに関する要件を取り入れる場合には金融負債についても検討が必要となるが、フェーズ 1 においては金融負債が検討対象外とされていることから、仮に公正価値オプションに関する定めを取り入れる場合には米国会計基準のモデルを採用することが考えられるとする事務局の分析に異論はない。

(4) 公正価値オプションが恣意的に利用される懸念についても検討した上で、公正価値オプションを取り入れるかどうかを議論することがよいと考える。なお、近年、公正価値オプションが悪用されてはいないという実証研究の成果が出ているため、当該実証研究を参照することが考えられる。

(5) 銀行においては、伝統的な貸付を実施する部門とトレーディングを実施する部

署が明確に区分されているため、事後的に取消不能という要件を定めることによる実務上の弊害はないと考える。

(6) 実務上のニーズが絞り切れている場合には個別に対応することが考えられるものの、公正価値オプションの定めを取り入れることに関連する新たな実務上のニーズが聞かれた場合に追加的な対応を検討する可能性があることが懸念される。

(7) 公正価値オプションの恣意的な利用の排除という観点から、当該オプションを適用する取引や部門を特定するということも考えられる。

(8) 銀行等金融機関において売買目的で引き受ける債権に関する実務上のニーズに応えることが目的である場合には、トレーディング目的で保有する債権を公正価値で測定（FVPL 処理）するための要件を見直すことが直接的な対応になると考える。また、ヘッジ運営の多様性に関する実務上のニーズに対応する場合には、時価ヘッジ会計に関する要件の見直しで対応するべきと考えられる。このため、実務上のニーズへの対応として、公正価値オプションの定めを取り入れることが最善であるかどうかについて再検討することが考えられる。

（ASBJ 事務局の更なる分析）

34. 前項(1)及び(2)の意見は、公正価値オプションの定めを取り入れることを支持する意見であると考えられる。また、前項(2)及び(3)の意見は、会計上のミスマッチに関する要件は取り入れず、公正価値オプションの適用に関する要件を設けない米国会計基準のモデルを採用することを支持する意見であると考えられる。

35. 本資料第 33 項(4)の意見は、公正価値オプションが恣意的に利用される可能性を懸念する意見であると考えられる。この点、本資料第 33 項(5)の意見を踏まえると、公正価値オプションの恣意的な利用に関する懸念については、国際的な会計基準における公正価値オプションと同様に、金融商品の発生の認識時に取消不能な選択を行う旨を定めることによって一定程度対応することができるとも考えられる。

36. また、仮に公正価値オプションの定めを取り入れる場合には、公正価値オプションの適用範囲が論点となると考えられるが、本資料第 33 項(6)から(8)のとおり公正価値オプションの適用範囲については様々な意見が聞かれている。

　このため、仮に公正価値オプションの定めを取り入れるとする場合には、その適用範囲を「①フェーズ 1 の対象となるすべての金融商品」又は「②トレーディング目的で保有する債権のうち、『流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの』という要件を満たさないもの」とするかについて、今後更に検討することが考えられる。

この点については、本資料第 31 項に記載したトレーディング目的の債権について「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件の維持と関連付けて検討を行うことが考えられる。

有価証券に関する会計基準の体系

37. 以上の分析を踏まえると、フェーズ 1 の対象となる金融商品については、IFRS 第 9 号の事業モデル及び SPPI 要件に基づくアプローチの考え方を取り入れる方向で、分類及び測定に関する定めを見直すことが考えられる。この場合には、フェーズ 1 の対象となる金融商品（例：債券）とフェーズ 1 の対象外の金融商品（例：株式）を区分して、分類及び測定に関する定めを設けることになると考えられる。

38. ここで、フェーズ 1 の対象となる金融商品である債券に関連して、金融商品会計基準等では「有価証券」という区分を設けて会計処理を定めているが、当該区分には債券以外の有価証券（すなわち、フェーズ 1 の対象外となる有価証券）が含まれている。このため、金融商品の分類及び測定を見直すにあたり、会計基準の体系として「債券」と「債券以外の有価証券」を区分することが考えられる。

39. また、第 576 回企業会計基準委員会等において、部分純資産直入法[14]を廃止するように見直すかどうかについて、今後検討を行うこととしていた。仮に会計基準の体系として「債券」と「債券以外の有価証券」を区分する場合には、FVOCI で測定される債券の評価差額の会計処理として部分純資産直入法を維持するかどうかについて検討を行うことが考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

40. 上述の内容を踏まえた事務局の提案は、次のとおりである。

(1) 金融商品の分類及び測定を見直すにあたり、会計基準の体系として「債券」と「債券以外の有価証券」を区分する。

(2) フェーズ 1 の対象となる金融商品の分類アプローチについては、次の方向性と

[14] その他有価証券の評価差額の会計処理のうち、時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額（評価差益）は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額（評価差損）は当期の損失として処理する方法（金融商品会計基準第 18 項(2)及び金融商品実務指針第 73 項②）

する[15]。

組込デリバティブ

① 組込デリバティブについては区分処理を求めつつ、複合金融商品全体をFVPL で測定するオプションを設ける。

SPPI 要件

② SPPI 要件を適用した場合と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く。）となるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設ける。この場合、明らかに IFRS 第 9 号の SPPI 要件を満たさない（実効金利法による償却原価で測定することに適さない）ものについて、FVPL で測定するように個別の定めを設ける。

事業モデル

③ 保有目的に基づく分類から IFRS 第 9 号の事業モデルに基づく分類に移行する。その際、債権については、回収事業モデルのみとする。また、事業モデルに基づく分類への移行に合わせて、テインティング・ルールは廃止する。

公正価値オプション

④ 適用に関する要件を設けない米国会計基準の公正価値オプションの定めを取り入れる方向で検討を進める。

41. また、今後、次の項目について更なる検討を行う。

(1) 組込デリバティブの区分処理の要件

(2) FVPL で測定するように個別の定めを設ける金融商品

(3) 公正価値オプションの適用範囲（トレーディング目的の債権に関する要件と関連付けた検討を含む。）

(4) 保険契約を発行する企業（保険会社）への対応（経過措置を含む。）

(5) 敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託

[15] 事務局が提案する分類アプローチについて、債権及び債券に係る判定フローチャートのイメージを別紙 1 で、事務局提案を踏まえた債権及び有価証券の取扱いのイメージを別紙 2 で示している。

保証金であるゴルフ会員権の取扱い

(6) FVOCI で測定される債券の評価差額の取扱い（部分純資産直入法を維持するかどうか。）

ディスカッション・ポイント
本資料第 7 項から第 41 項の事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以　上

別紙１　債権及び債券に係る判定フローチャート（イメージ）

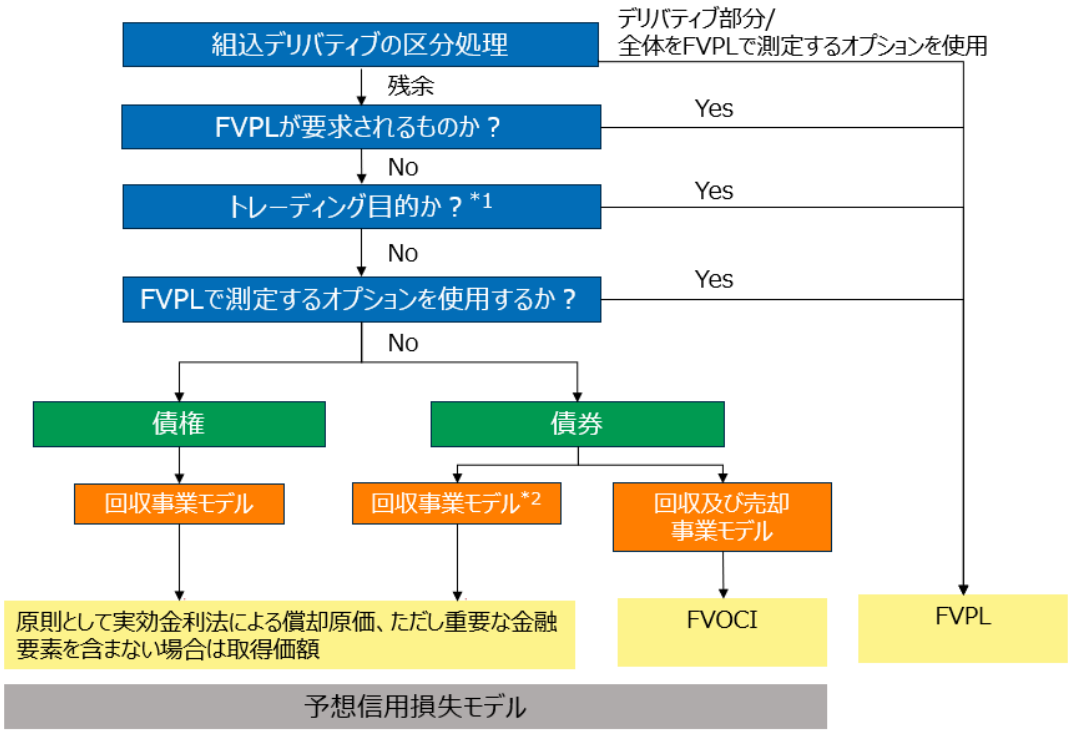

*1: 債権については、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもののみ。

*2: IFRS 第 9 号の事業モデルの定めを取り入れ、保有目的に関するテインティング・ルールに関する定めは設けない。

別紙２　事務局提案を踏まえた債権及び有価証券の取扱い（イメージ）

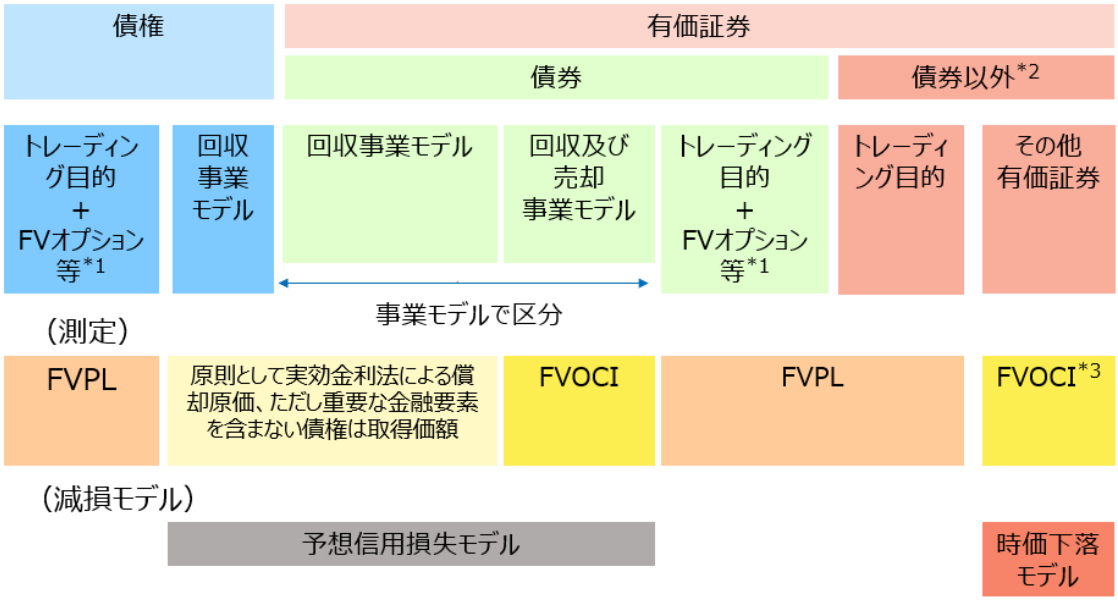

*1：FVPL で測定するオプションを使用する場合に加え、FVPL で測定することが要求されるものを含む。

*2：フェーズ１の対象外

*3：ただし、市場価格のない株式等は取得価額

以　上